

みどり市温泉施設整備基本設計業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年4月22日

みどり市長 須藤 昭男

1. 業務概要

- (1) 業務名称 みどり市温泉施設整備基本設計業務
- (2) 業務内容 主な業務内容については、以下のとおりであるが、詳細については、別に示す「みどり市温泉施設整備基本設計業務委託仕様書」を参照すること。
 - ①基本設計業務
 - ②外構基本設計業務
 - ③解体基本設計業務
 - ④源泉整備基本設計業務
 - ⑤その他、別発注業務（測量、地質調査等）との協議、事前調査等、本業務を実施するにあたり必要な業務
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月22日
- (4) 概算工事費 約18億3千万円（税込み）

2. 選定方式

選定は、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という）により、行う。

3. 参加資格

以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (3) みどり市令和2・3年度競争入札参加資格者名簿の「建築関係建設コンサルタント業務」に登録されている者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) みどり市暴力団排除条例（平成24年みどり市条例第12号）第2条第1号又は同条第2号及び第3号に規定する者でないこと。
- (6) 業務について、高い知見と十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整ができるような体制を整えていること。
- (7) 公告の日から参加意思表明書の提出の日までの間に、みどり市建設工事請負業者指名停止措置要綱（平成18年みどり市告示第13号）による指名停止を受けていないこと。
- (8) 建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- (9) 単体企業であること。
ただし、協力事務所として他の企業を加え、特定の分野を担当させることは妨げない。
その場合は、協力事務所が担当する分担業務分野を明確にすること。

- (10) 次に掲げる実績を有する者であること。
過去 10 年間（平成 24 年度から令和 3 年度まで）に、官公庁発注の施設で延べ 1,000 m²以上の新築の設計業務を行い、この期間に完了した実績を有する者であること。
（設計共同体で受託していた場合は、代表構成員として参画した業務の実績であること）。
※証明できる書類を提出すること（契約書の写し等）。
- (11) 一般社団法人共創イニシアチブ(SII)が公募する ZEB プランナーに登録が完了している者であること。
- (12) 次に掲げる条件を全て満たす管理技術者（※）をこの業務に配置できること。
①建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。）の規定に基づく一級建築士の資格を有する者
②過去 10 年間（平成 24 年度から令和 3 年度まで）官公庁発注の施設整備の設計業務を管理技術者として経験した実績を有する者
- (13) 法の規定に基づく一級建築士の資格を有し、この業務の管理技術者、主任技術者（※）として配置できる者であること。
※管理技術者、主任技術者の条件
①管理技術者を 1 名配置し、主任技術者として、建築（総合）、構造、電気設備、機械設備の担当者をそれぞれ 1 名ずつ配置すること。なお、これらは兼任することができない。
②履行期間内に設計完了が可能な体制にあり、提出書類に記載された管理技術者、各主任技術者が業務の担当をすること。
③業務体制表（様式 4）に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、解雇等特別な場合を除き、変更することはできない。なお、極めて特別な場合で各技術者を変更する場合は、変更前の技術者と同等以上の業務経歴を持つ者とし、発注者の承認を要する。
④各分担業務分野の主任技術者は、それぞれ次に掲げる資格等をすべて満たすこと。
1) 建築（総合）主任担当技術者
ア 一級建築士の資格を有すること。
イ 企業応募者の組織に所属しており、直接的かつ恒常的に 3 ヶ月以上の雇用関係を有していること。
2) 建築（構造）主任担当技術者
ア 建築士法第 10 条の 2 の 2 第 1 項に規定する構造設計一級建築士の資格を有すること。
3) 建設設備（電気）主任担当技術者および建築設備（機械）主任担当技術者
ア 建築士法第 10 条の 2 の 2 第 2 項に規定する設備設計一級建築士の資格を有すること又は建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士の資格を有すること。
4) 各分担業務分野の再委託は次のとおりとする。
ア 建築（総合）分野の再委託は禁止とする。
ただし、主たる業務以外の部分（トレース、パース等）については、事前にもどり市の承認を得たときは、この限りでない。
イ 構造分野の再委託先は、建築士法における構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。
ただし、参加者の組織に構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。
ウ 設備分野の再委託先は、建築士法における設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。
ただし、参加者の組織に設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。

- (14) 群馬県内に本店又は営業所等を有すること。
関東（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県）圏内に本店を有すること。

4. 公募期間

■令和4年4月22日（金）から令和4年5月20日（金）

5. その他の事項

- (1) 詳細は、みどり市温泉施設整備基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下実施要領という。）等による。
- (2) 実施要領、応募書類等様式等は、みどり市ホームページ上で公開する。
また、公告日から令和4年4月28日（金）の午前9時から午後5時までの間は、次の事務局でも配布する。（土休日を除く）
※事務局：みどり市保健福祉部 社会福祉課（群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地）